

# 「科学・技術と人材の技能開発関連事業の 投資奨励方針 (No. 2/2549) 」

2006 年

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

公印  
(ガルーダ)  
投資奨励委員会告示  
第 2/2549 号  
科学・技術と人材の技能開発関連事業の投資奨励方針

産業界における科学・技術と人材の技能を開発する国内産業を支援し、その能力を強化するために、

投資奨励委員会は 2001 年投資奨励法(第 3 号)によって改正された 1977 年投資奨励法の第 16 条と第 31 条第 2 段に準拠し、次のように告示する。

1. 2004 年 5 月 6 日付け「技能、技術とイノベーション(SKILL, TECHNOLOGY & INNOVATION - STI)を向上させる投資奨励方針の改正」に関する投資奨励委員会告示 第 6/2547 号を廃止する。
2. 2000 年 8 月 1 日付け投資奨励委員会告示第 2/2543 号に添付した一覧表に記載された以下の業種を国家に役立つ特別重要事業に指定する。

- |                                       |             |
|---------------------------------------|-------------|
| (1) 医療機器と医薬品の製造業                      | (第 3.9 業種)  |
| (2) 科学機器の製造業                          | (第 3.14 業種) |
| (3) 航空機と航空機で使用される<br>部品・付属品と機器の製造業と修理 | (第 4.7 業種)  |
| (4) 電子設計事業                            | (第 5.7 業種)  |
| (5) 研究開発事業                            | (第 7.12 業種) |
| (6) 科学試験サービス業                         | (第 7.13 業種) |
| (7) 校正(Calibration)サービス業              | (第 7.14 業種) |
| (8) 人的資源開発業                           | (第 7.15 業種) |

そして、以下の権利・恩典を付与する。

- (1) 第 31 条第 2 段に基づく法人所得税の免除比率を制限せず、法人所得税を 8 年間免除する。
- (2) 全てのゾーンにおいて、機械の輸入税を免除する。
- (3) 投資奨励事業に関係する産物の直接の売上またはサービス収入およびその産物を利用する商業的な自社生産または他者への委託生産による収入は投資奨励の対象収入と見なす。

以上、2005 年 12 月 8 日より施行する。

告示日 2006 年 3 月 20 日

(署名)

(ソムキット・ジャトウシーピタック)

副首相

委員長